

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	受給資格の喪失
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童手当法第 4 条

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	児童手当法第 4 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 児童手当法第 7 条第 1 項の規定により認定を受けた受給資格者が、児童手当の受給資格及び額の認定要件に該当しなくなったときは、受給資格を喪失する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	児童手当の不支給
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童手当法第 5 条

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	児童手当法第 5 条 児童手当法施行令第 1 条、第 2 条、第 3 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>児童手当法第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者の前年の所得 (1 月から 5 月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。) が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族 (施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。) 並びに同項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者が前年の 1 2 月 3 1 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童手当法施行令第 1 条で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第 1 号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 1 3 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	調査拒否等による児童手当の支給の制限
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童手当法第 10 条

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	児童手当法第 10 条、第 27 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 受給資格者が、正当な理由がなく、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関して、町長の調査権に基づく書類の提出命令に従わず、又は当該職員の質問に応じなかったときは、支給額の全部又は一部を支給しないことができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	児童手当の支払の一時差し止め
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童手当法第 11 条

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	児童手当法第 11 条、第 26 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくして、次に掲げる法令に定める届出をせず、又は書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。</p> <p>(1) 現況届 (2) 氏名変更届 (3) 住所変更届 (4) 受給事由消滅届</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	支払いの調整
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童手当法第 13 条

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	児童手当法第 13 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 児童手当法第 13 条の規定により、児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。</p> <p>2. 「児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行われたとき」とは、次のいずれかの場合をいう。</p> <p>(1) 受給者の被用区分が一時的に変更して受給資格が消滅したにもかかわらず、その期間の手当額を支払ったとき。</p> <p>(2) その他の理由により、手当の差し止め又は減額すべきことが手当の支給後に判明したとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	不正利得の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童手当法第 14 条第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	児童手当法第 14 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日